

名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の決定（清須市決定）

都市計画清洲駅周辺地区計画を次のように決定する。

名 称	清洲駅周辺地区計画	
位 置	大嶋一丁目、二丁目及び一場土居の各全部 一場番町、一場新町、一場屋敷及び一場弓町の各一部	
面 積	約 18.5ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は本市の都市計画マスタープランにおける地域生活拠点に位置付けられており、現在、清洲駅前土地区画整理事業が事業中であることから、これにより整備される都市基盤をもとに駅周辺にふさわしい土地利用の誘導を図り、地域生活拠点の形成を目指すものである。そこで本地区では、建築物の規制誘導を積極的に推進し、地域生活拠点にふさわしい賑わいづくりと利便性の高い居住環境を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	地域生活拠点にふさわしい賑わいづくりとともに、利便性の高い居住環境の形成を推進するため、地区の特性に応じて2地区に細区分し建築物を規制・誘導することにより、良好な市街地空間の形成を図る。  A地区：(都) 清洲駅前線の沿道にふさわしい賑わい創出のため、魅力ある商業施設の立地を誘導する区域とする。  B地区：利便性の高い居住環境の形成のため、日常生活に必要な商業施設の立地を誘導する区域とする。
	建築物等の整備の方針	建築物等は、地区周辺の居住環境等にも配慮し、住宅・商業・業務施設等を適正に配置しつつ、建築物等の用途の制限、垣又はさくの構造の制限など行う。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
		地区の区分	地区の面積	約 2.9ha	約 15.6ha
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(1)ダンスホール</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3)ナイトクラブ</p> <p>(4)自動車教習所</p> <p>(5)倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6)畜舎（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(7)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）を除く。）</p> <p>(8)自動車修理工場</p> <p>(9)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10)ガソリンスタンド</p>	<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(1)ダンスホール</p> <p>(2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3)自動車教習所</p> <p>(4)畜舎（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>(5)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。）を除く。）</p> <p>(6)自動車修理工場</p> <p>(7)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(8)ガソリンスタンド</p>	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、コンセプトにふさわしい色彩として、原色を避け、街並みとの調和に配慮した落ち着いたものとし、華やかな色彩は避けるものとする。		
垣又はさくの構造制限	道路及び公園に面する垣又はさくは、生垣あるいは透視可能なフェンス若しくは鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎ブロック等の高さが0.6メートル以下のもの又は、門柱にあってはこの限りではない。				

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

地区計画を定めることにより、地域生活拠点にふさわしい魅力を創出するとともに、利便性の高い居住環境の形成を図る。

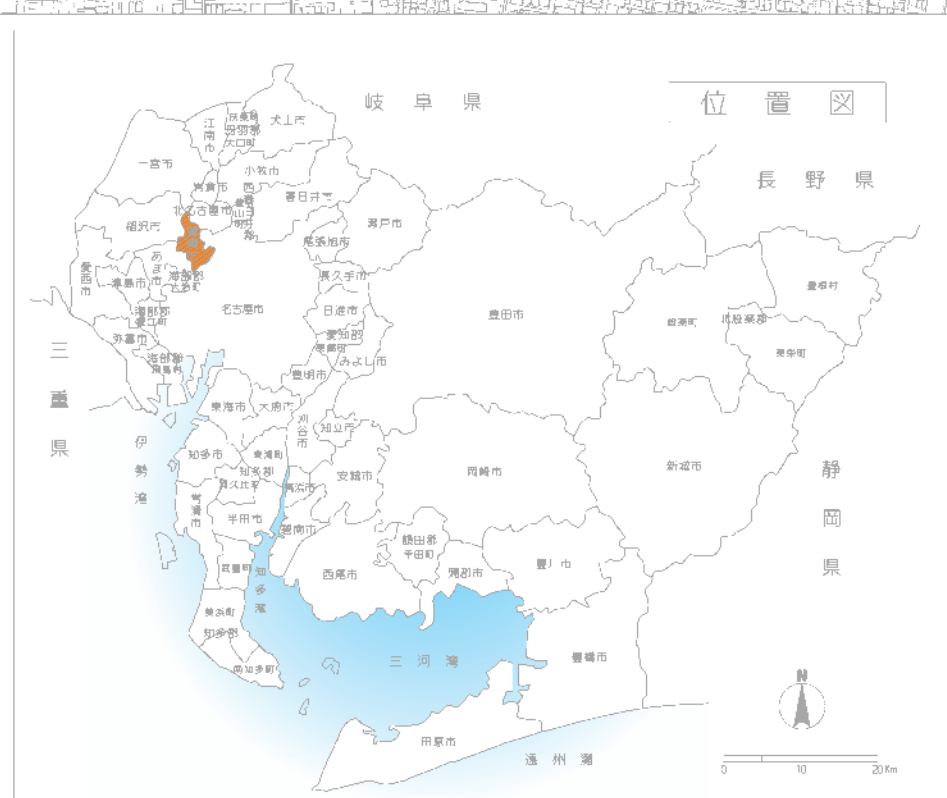


都市計画区域	告示第907号	平成22年12月24日	緑	地	告知第783号	平成22年12月24日
市街化区域	告示第353号	昭和45年11月24日(特)	地区	計画	告知第50号	平成20年7月28日
用途地域	告示第53号	平成5年3月26日	高度	地区	告知第55号	令和4年3月31日
防火・準防火地域	告示第54号	令和4年3月31日	高み	地区	告知第51号	平成18年11月14日
都市計画道路	告示第325号	平成29年7月28日	汚物	処理	告知第53号	平成22年12月24日
都市計画公園	告示第49号	平成29年7月28日	土地区画	整理	告知第54号	平成25年3月1日
火葬場	告示第51号	平成22年12月24日	流域	下水道	告知第55号	平成29年2月21日
	告示第58号	平成30年7月20日	公共	下水道	告知第9号	平成27年3月6日

# 名古屋都市計画区域 清須市都市計画図

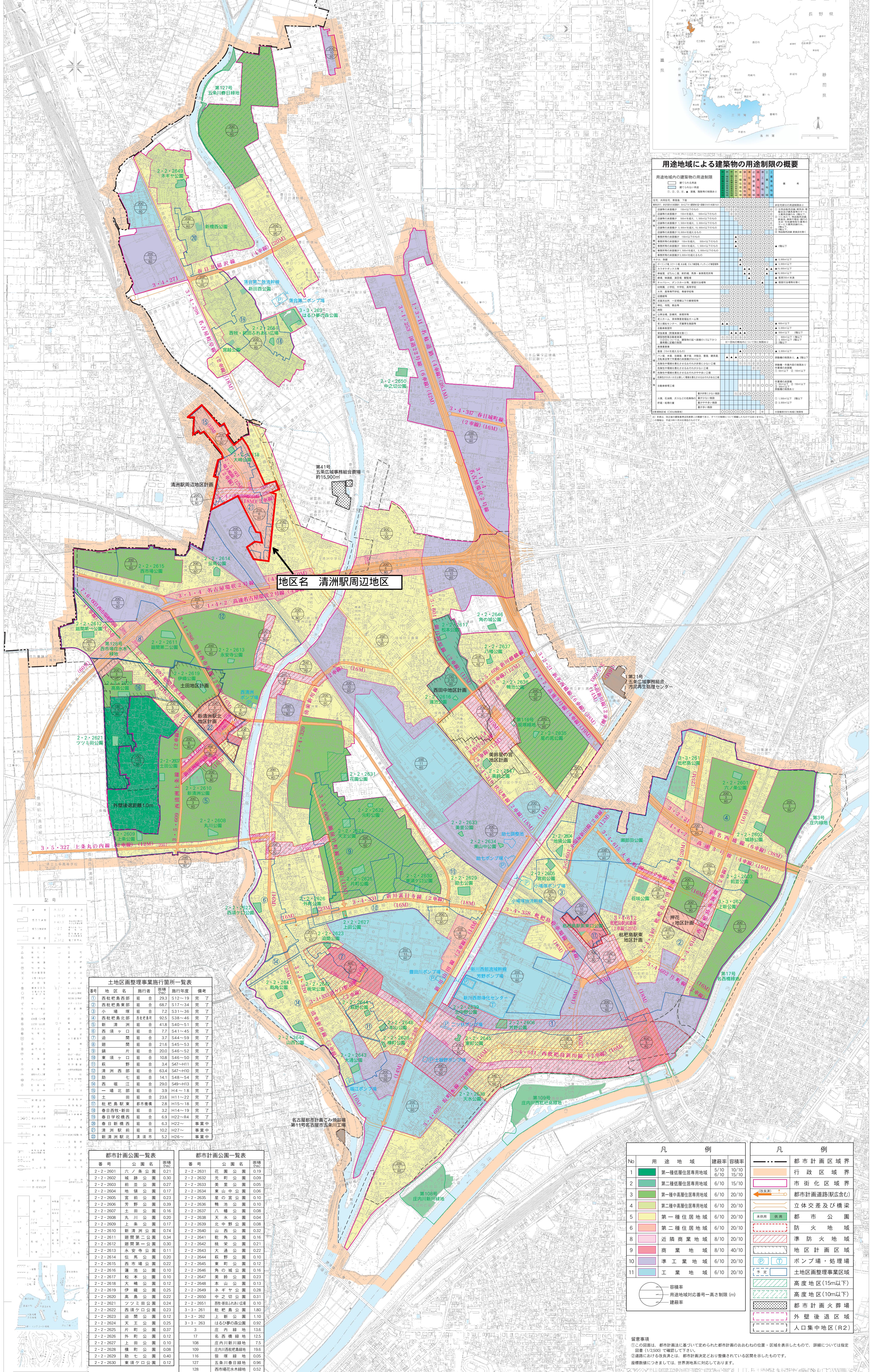
1:10,000 地形図

## 名古屋都市計画 清洲駅周辺地区計画 総括図 1/10000



### 用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の用途制限	備考
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域に準じた制限	
第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域に準じた制限	
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域に準じた制限	
第二種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域に準じた制限	
第一種住居地域	第一種住居地域に準じた制限	
第二種住居地域	第一種住居地域に準じた制限	
近隣商業地域	第一種商業地域に準じた制限	
商業地域	第一種商業地域に準じた制限	
準工業地域	第一種準工業地域に準じた制限	
工業地域	第一種工業地域に準じた制限	



### 土地区画整理事業施行箇一覧表

番号	地区名	施行者	面積	施行年度	備考
①	西枇杷島西部	組合	293 S12~19	完了	
②	西枇杷島東部	組合	687 S17~34	完了	
③	小堀	組合	72 S31~36	完了	
④	西枇杷島北部	西枇杷島地区計画	325 S38~48	完了	
⑤	新瀬	組合	418 S45~49	完了	
⑥	西須ヶ口	組合	77 S41~45	完了	
⑦	油	組合	37 S44~59	完了	
⑧	油	組合	216 S45~53	完了	
⑨	藤	組合	200 S48~52	完了	
⑩	新瀬	組合	108 S48~50	完了	
⑪	新瀬	組合	34 S47~H11	完了	
⑫	清洲西部	組合	634 S47~H10	完了	
⑬	新瀬	組合	141 S48~54	完了	
⑭	西枇杷島江	組合	290 S49~H13	完了	
⑮	一橋北部	組合	39 H12~18	完了	
⑯	土田	組合	236 H11~22	完了	
⑰	枇杷島東部	枇杷島地区計画	28 H15~18	完了	
⑱	春日西校-新田	組合	32 H14~19	完了	
⑲	春日西校西	組合	69 H22~R4	完了	
⑳	春日西校西	組合	63 H22~	事業中	
㉑	春日西校東	組合	102 H27~	事業中	
㉒	新清洲駅北	清須市	52 H26~	事業中	

### 都市計画公園一覧表

番号	公園名	面積 (ha)
2-2-2601	六ツ葉公園	0.21
2-2-2602	城公園	0.30
2-2-2603	前田公園	0.27
2-2-2604	地蔵公園	0.17
2-2-2605	芝公園	0.23
2-2-2606	芳野公園	0.39
2-2-2607	立川公園	0.16
2-2-2608	丸川公園	0.20
2-2-2609	上条公園	0.17
2-2-2610	新清洲公園	0.74
2-2-2611	御間第二公園	0.34
2-2-2612	御間第一公園	0.30
2-2-2613	大橋公園	0.12
2-2-2614	佐藤公園	0.20
2-2-2615	西市場公園	0.22
2-2-2616	蓮池公園	0.10
2-2-2617	松本公園	0.10
2-2-2618	大橋公園	0.12
2-2-2619	伊藤公園	0.26
2-2-2620	高島公園	0.22
2-2-2621	ツツミ田公園	0.24
2-2-2622	西須ヶ口公園	0.23
2-2-2623	油	0.12
2-2-2624	天王公園	0.26
2-2-2625	片町公園	0.37
2-2-2626	外町公園	0.12
2-2-2627	上田公園	0.10
2-2-2628	横町公園	0.08
2-2-2629	堀七公園	0.40
2-2-2630	東須ヶ口公園	0.12

### 都市計画公園一覧表

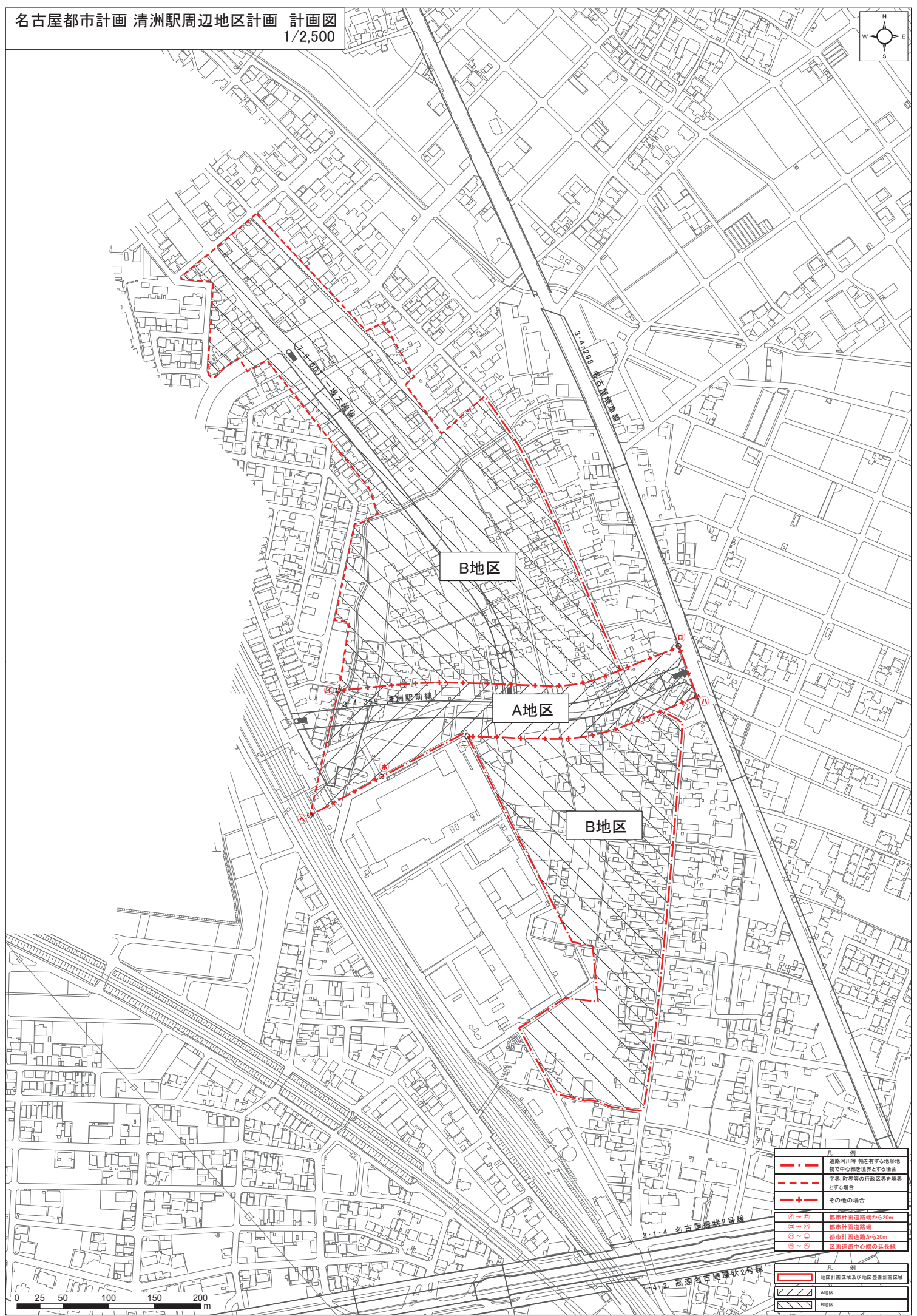
番号	公園名	面積 (ha)
2-2-2631	花園公園	0.19
2-2-2632	光町公園	0.09
2-2-2633	栗葉公園	0.05
2-2-2634	東山中公園	0.06
2-2-2635	星の宮公園	0.10
2-2-2636	豊池公園	0.10
2-2-2637	八幡公園	0.08
2-2-2638	天来公園	0.04
2-2-2639	北中野公園	0.08
2-2-2640	山西公園	0.32
2-2-2641	乾角公園	0.16
2-2-2642	徳栄公園	0.21
2-2-2643	大橋公園	0.22
2-2-2644	乾野公園	0.10
2-2-2645	東野公園	0.12
2-2-2646	美鈴公園	0.16
2-2-2647	美鈴公園	0.23
2-2-2648	東山公園	0.13
2-2-2649	永平公園	0.28
2-2-2650	中之切公園	0.31
2-2-2651	新枇杷島公園	0.10
3-3-261	枇杷島公園	1.80
3-3-262	上野公園	1.10
3-3-263	はらけの公園	0.93
3	庄内緑地	13.6
17	名西緑地	12.5
108	庄内川新川緑地	7.5
109	庄内川新川緑地	19.6
116	新瀬緑地	0.05
127	五葉山新川緑地	0.96
128	西市場水木緑地	0.52

### 凡例

No	用途地域	建築率	容積率
1	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10
2	第二種低層住居専用地域	6/10	15/10
3	第一種中層住居専用地域	6/10	20/10
4	第二種中層住居専用地域	6/10	20/10
5	第一種住居地域	6/10	20/10
6	第二種住居地域	6/10	20/10
8	近隣商業地域	8/10	20/10
9	商業地域	8/10	40/10
10	準工業地域	6/10	20/10
11	工業地域	6/10	20/10

留意事項  
①この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画の技術上の位置・区域を表示したもので、詳細については指定図書(1/2500)で確認して下さい。  
②この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画の技術上の位置・区域を表示したもので、詳細については指定図書(1/2500)で確認して下さい。  
③この図面は、都市計画法に基づいて定められた都市計画の技術上の位置・区域を表示したもので、詳細については指定図書(1/2500)で確認して下さい。





凡例	
	道路河川等幅を有する地形地物で中心線を見界とする場合
	字界、町界等の行政区界を見界とする場合
	その他の場合
	都市計画道路幅から20m
	都市計画道路幅
	都市計画道路幅から20m
	区画道路中心線の延長線
凡例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	A地区
	B地区